

公共業務用無線局等の公表制度の見直しについて

現行において、不公表とされている公共業務用無線局等の免許状記載事項等については、免許人等の名称など5つの記載事項を公表し、各事項に応じて、免許人等の業務への影響に配慮した公表内容とするため、電波法施行規則の一部を改正する。

* 人工衛星の位置・姿勢の制御を目的とする無線局等は引き続き、不公表

<電波有効利用成長戦略懇談会報告書(平成30年8月)(抜粋)>

免許人名の名称、無線局の種別、無線設備の設置場所・移動範囲、周波数帯、無線局の目的を公表項目とすることが適当である。ただし、周波数については、業務への影響を考慮し、周波数ポイントではなく周波数帯とすべきである。また、無線設備の設置場所等については、業務への影響を考慮して、移動しない無線設備の設置場所については市区町村単位とし、移動する無線設備については、検討に必要な移動範囲を公表する(常置場所は公表しない)こととし、移動範囲が市区町村単位よりも狭い場合には、市区町村単位とすることが適当である。業務に支障が生じる可能性のある業務や無線システムがある場合には、特に業務の特殊性、個別システムの事情等を考慮し、その加工方法を検討すべきである。

【免許状の公表の概要】

公表する事項	公表内容が特に制限される無線局* (電波法施行規則別表第2号の2第1)	公表内容が制限される無線局 (電波法施行規則別表第2号の2第2)
1. 免許人の名称	「その他の免許人等」とする。	免許状に記載された事項(例:〇〇省)
2. 無線局の種別	免許状に記載された事項(例:基地局)	
3. 無線設備の設置場所等 ①無線設備の設置場所 ②移動範囲	①都道府県名(船舶局/航空局/人工衛星局は、単に船舶/航空機/人工衛星) ②免許状記載事項等(ただし、総務大臣が移動範囲が特定されるおそれがあると認めるものは、都道府県名又は必要な措置を講じたもの)	①都道府県名・市区町村名(船舶局/航空局/人工衛星局は、免許状記載事項等) ②免許状記載事項等((ただし、総務大臣が移動範囲が特定されるおそれがあると認めるものは、都道府県名・市区町村名又は必要な措置を講じたもの)
4. 周波数帯	無線通信規則第5条に規定する周波数の分配の区分(公表対象の無線局が指定される周波数を含む。)	
5. 無線局の目的	免許状に記載された事項(例:公共業務用)	

* 犯罪の捜査・取締、テロ等に係る調査、要人警護、国の安全保障の確保の各業務等に利用される無線局(電波法施行規則別表第2号の2第1)

【公表のイメージ】



1. 免許人の名称	その他の免許人等(●●省)	〇〇省
2. 無線局の種別	基地局	基地局
3. 無線設備の設置場所等	東京都(東京都千代田区霞が関2-1-2)	東京都千代田区(東京都千代田区霞ヶ関2-1-2)
4. 周波数帯	156.8375MHz-161.9375MHz(160MHz)	156.8375MHz-161.9375MHz(160MHz)
5. 無線局の目的	公共業務用	公共業務用

(注) ()内は実際に免許状に記載された内容をイメージしたものであり公表しない。

1. 総務省電波利用ホームページの「検索・統計」画面で「無線局等情報検索」を選択



クリックで画面遷移

2. 総務省電波利用ホームページの「無線局等情報検索」画面で「周波数等で検索」を選択



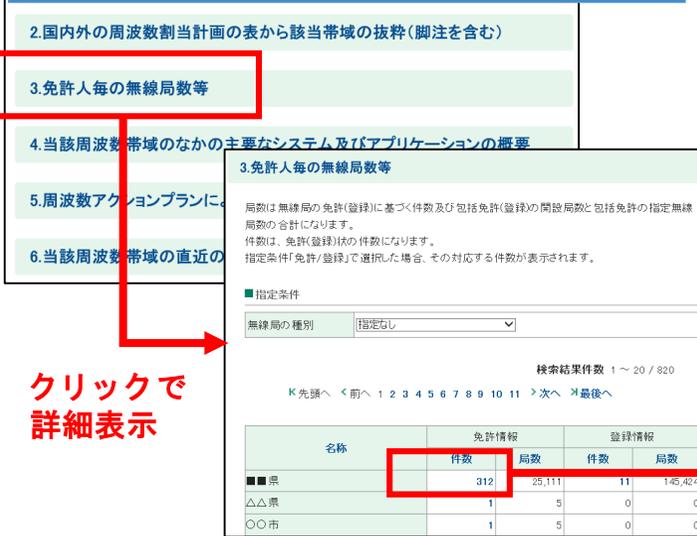
クリックで画面遷移

3. 周波数軸上から確認したい周波数区分を選択し、検索



クリックで画面遷移

4. 「3.免許人毎の無線局数等」から確認したい免許人の無線局数を選択



クリックで詳細表示

5. 確認したい無線局を選択



クリックで画面遷移

クリックで画面遷移

6. 免許状記載事項等を表示

免許人の氏名又は名称	■■ 県
無線局の種類	陸上移動局
無線局の目的	公共業務用
無線設備の設置・常置場所又は移動範囲	■■ 県
周波数帯	142MHz-205MHz